

JFA トレセン認定制度
(拠点認定／指導者認定)

第1条. 目的

JFA トレセン認定制度（以下「本制度」という。）は、全国各地で実施されているトレセン活動の更なる質の向上を目指し、一定の基準を満たしたトレセンの拠点及び指導者に対し、JFA トレセン認定を付与することにより、漏れのない選手の発掘・育成、認定された拠点及び指導者を通じての育成年代からの日本サッカーのレベルの底上げと JFA の方向性・指針の発信、プレー環境の安全・安心を高めることを目的とする。

第2条. 定義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 「トレセン」とは、公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という。）が統括する「トレセン制度：ナショナルトレーニングセンター制度」の一環として、ブロック／地区トレセン、都道府県トレセン、地域トレセン、ナショナルトレセンの各カテゴリーに区分してトレーニングやレクチャーを実施する活動であり、前条に掲げる目的を達成するための具体として、将来日本代表選手となる可能性のある人材を発掘し、良い環境、良い指導を与えるものである。
- ② 「拠点」とは、ブロック／地区トレセン、都道府県トレセン、地域トレセン、ナショナルトレセンの各カテゴリーにおいてトレセンの活動を行う組織をいい、本制度により認定された拠点を「認定拠点」という。なお、都道府県サッカー協会がブロック／地区トレセン及び都道府県トレセンの拠点を、地域サッカー協会が地域トレセンの拠点を、JFA がナショナルトレセンをそれぞれ管理するものとする。
- ③ 「指導者」とは、チーフコーチ、コーチ、及び GK コーチをいい、認定拠点における指導者を「認定指導者」という。
- ④ 「認定」とは、申請を行った拠点が以下に定めた認定基準を満たし、申請先である都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、又は JFA の技術委員会が承認することをいう。

第3条. トレセン拠点認定**(1) 対象**

都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、又は JFA の管理下のもと実施されている各カテゴリーのトレセンの活動を実施する組織を認定の対象とする。

(2) 認定拠点の基準（いずれも満たす必要がある。）

- ① より上位のカテゴリーのトレセン（ブロック／地区＜都道府県＜地域＜ナショナル）へ選手が選考される仕組みがあること。
- ② JFA 公認指導者ライセンス又は公認指導者付加ライセンス（以下ライセンス）の保有者が、選手選考に関わり、かつ直接指導をしていること
- ③ 拠点における指導者として申請する者が、第5条の JFA が定めるステージ毎の「ライセンス対象基準」に記載されたライセンスを保有しており、第4条の認定指導者の基準を満たしていること。
- ④ 以下の基準の指導者数を配置していること。
 - ・U-12 _____ : 選手 10 名に対し、指導者 1 名以上。
 ※追加で GK コーチがつくことが望ましい。
 - ・U-14 _____ : 選手 16 名に対し、指導者 1 名以上、GK コーチ 1 名が必須。
 - ・女子 U-15 _____ : 選手 16 名に対し、指導者 1 名以上、GK コーチ 1 名が必須。
 - ・U-16/U-17 _____ : 選手 22 名に対し、指導者 1 名以上、GK コーチ 1 名が必須。
- ⑤ 別紙「JFA トレセン安全・安心対策について*1」に従い、環境整備及び安全対策を実施できる体制を有していること。
- ⑥ 第2条②に記載する当該拠点を管理するサッカー協会が、それぞれ拠点の活動計画・活動報告を十分に把握・管理できる連絡体制を有していること。

第4条. トレセン指導者認定

(1) 対象

認定拠点にて指導する指導者を認定の対象とする。

(2) 認定指導者の基準（いずれも満たす必要がある。）

- ① 第5条のJFAが定めるステージ毎の「ライセンス対象基準」に記載されたライセンスの保有者であり、JFAの指導指針（※別冊「JFA指導指針*2」）を理解し伝達できる者。
- ② 第2条②に記載する当該拠点を管理するサッカー協会の推薦を受け、同協会が指定したトレセンコーチ研修会を受講できる者。
- ③ 将来性のある選手を発掘、育成する観点で選手選考できる者。
- ④ 「JFAトレセン安全・安心対策について」の下、適切に指導ができる者。
- ⑤ 第2条②に記載する当該拠点を管理するサッカー協会と連携を取り、認定拠点における活動を適切に運営・実行できる者。
- ⑥ 「トレセンコーチ行動規範」を遵守できる者。

※認定指導者は、20ポイントの指導ポイントが付与される。

第5条. JFAトレセン指導者／ライセンス対象基準

認定拠点に必要な指導者、ライセンス、内容等その他の基準は以下のとおりとする。

JFAトレセン認定制度 ライセンス対象基準

区分	対象	指導者	カテゴリー					内容	申請・報告	承認	現状の対象事業
			U-12	U-14	U-15 (女子のみ)	U-16	U-17				
ステージ1	ナショナルトレセン	チーフコーチ	A級 A級U-12	A級 A級U-15	A級 A級U-15	A級	A級	JFAが主体的に実施 対象:全国		JFA	・ナショナルトレセンU-14(前・後期) ・フットボールフューチャープログラム ・ナショナルトレセン女子U-14
		コーチ	A級 A級U-12	A級 A級U-15	A級 A級U-15	A級	A級				
		GKコーチ	GK-B	GK-B級 (2020年にはGK-A級)	GK-B級 (2020年にはGK-A級)	GK-B級 (2020年にはGK-A級)	GK-B級 (2020年にはGK-A級)				
ステージ2	地域トレセン	チーフコーチ	A級 A級U-12	A級 A級U-15	A級 A級U-15	A級	A級	地域協会が主体的に実施 対象:9地域	地域FA	JFA	・ナショナルトレセンU-12 ・地域トレーニングキャンプU-17 ・地域女子トレセン
		コーチ	B級 (2020年にはA級、A級U-12)	B級 (2020年にはA級、A級U-15)	B級 (2020年にはA級、A級U-15)	A級	A級				
		GKコーチ	GK-C級	GK-C級 (2020年にはGK-B級)	GK-C級 (2020年にはGK-B級)	GK-C級 (2020年にはGK-B級)	GK-C級 (2020年にはGK-B級)				
ステージ3	都道府県トレセン	チーフコーチ	B級 (2020年にはA級、A級U-12)	B級 (2020年にはA級、A級U-15)	B級 (2020年にはA級、A級U-15)	A級	A級	都道府県協会もしくは、Jクラブが主体的に実施 対象:都道府県	都道府県FA	地域FA	・都道府県トレセン ・都道府県女子トレセン
		コーチ	C級 (2020年にはB級)	C級 (2020年にはB級)	C級 (2020年にはB級)	B級	B級				
		GKコーチ	GK-C級	GK-C級	GK-C級	GK-C級	GK-C級				

区分	対象	指導者	カテゴリー					内容	申請・報告	承認	現状の対象事業
			U-12	U-14	U-15 (女子のみ)	U-16	U-17				
ステージ4	ブロック/地区	チーフコーチ	B級	B級	B級	B級	B級	都道府県協会が主	ブロック	都道府県	・ブロックトレセン

トレセン	コーチ	C級 (2020年に はB級)	C級 (2020年に はB級)	C級 (2020年に はB級)	C級 (2020年に はB級)	C級 (2020年に はB級)	体的に実 施 対象:都道 府県下の ブロック (市町村 郡)	/地区 担当	FA	・地区トレセン ・ブロック女子ト レセン ・地区女子トレセ ン
	GKコーチ	C級	C級	C級	C級	C級				

※表記されていないカテゴリーについては、上位の年齢カテゴリーの基準に準ずる。

第6条. 対象

本制度は、男子及び女子のトレセンを対象とする。

第7条. 申請

- ① ブロック／地区トレセン（ステージ4）の認定を受けようとする拠点は都道府県サッカー協会に申請を行う。
- ② 都道府県トレセン（ステージ3）については、都道府県協会が地域サッカー協会に申請を行う。
- ③ 地域トレセン（ステージ2）については、地域サッカー協会がJFAに申請を行う。
- ④ 認定指導者は、認定拠点の申請をする際に当該拠点にて指導を行う指導者として申請されることをもって認定指導者の申請とする。

第8条. 認定

- ① 前条の申請先のサッカー協会の技術委員会（女子トレセンについては、技術委員会又は女子委員会）は、申請書をもとに審査を行い、第3条又は第4条に記載する認定基準に達していると認める場合には、これを認定する。他方、申請が認定基準に適合しないと判断した場合は、その旨を通知し、必要に応じて指導者へのヒアリング、活動視察を行う場合がある。
- ② 地域トレセン及び都道府県トレセンにおける認定拠点は、当該地域及び都道府県に原則一箇所とする。
- ③ 第1号の規定にかかわらず、当該認定が不適切であるとJFAが判断した場合は、その裁量によりいつでも認定を取り消すことができる。

第9条. 認定拠点・認定指導者の責務

① 名称の統一

<拠点>

認定拠点は『JFAトレセン／（地域又は都道府県）』+『（ブロック／地区トレセンの個別名称）』を正式名称として統一して使用しなければならない。

（例：ステージ1 JFA ナショナルトレセン U-12/JFA ナショナルトレセン女子 U-14）

（例：ステージ2 JFAトレセン関東 U-12/JFAトレセン関東女子 U-15）

（例：ステージ3 JFAトレセン東京 U-12/JFAトレセン東京女子 U-15）

（例：ステージ4 JFAトレセン東京 U-12 文京/JFAトレセン東京女子 U-15 文京）

<指導者>

認定指導者は『拠点名称』+『チーフコーチ、コーチ又はGKコーチ』を使用できる。

（例：JFAトレセン東京 U-12 文京 チーフコーチ/JFAトレセン東京女子 U-15 文京チーフコーチ）

② スポンサー権利の履行

ナショナルトレセン及び地域トレセンにおける認定拠点は、当該拠点に対するスポンサー等の事項については事前にJFAに申出を行い、承諾を得なければならない。なお、スポンサーの権利の実現のため、JFAからの要請事項に従って、スポンサーの権利を履行する義務を負う。都道府県トレセン及びブロック／地区トレセンにおける認定拠点は、それぞれの判断にてスポンサー等の事項について決定して良い。

③ 報告の義務

JFA技術委員会及びJFA女子委員会は、認定拠点の適正な活動を担保するため、第2条第2号に記載す

る当該認定拠点を管理するサッカー協会の技術委員会又は女子委員会に対して、当該認定拠点の活動実施状況及び認定指導者の活動状況について報告を求めることができる。

④ 事故・負傷の責任

認定拠点でのトレセンの活動中における、選手や指導者の事故・負傷（以下「事故等」という。）については、当該認定拠点は、第2条②に記載する当該拠点を管理するサッカー協会の技術委員会に対して事故等を直ちに報告するとともに、自らの責任及び費用にてこれに対応するものとする。

第10条. 認定内容の変更

認定拠点は、申請書の記載内容に変更が生じた場合（認定指導者を変更する場合を含む。）は、申請先である都道府県サッカー協会、地域サッカー協会又はJFAの技術委員会又は女子委員会に速やかに届け出なければならない。

第11条. 認定の取り消し

認定拠点が次の各号のいずれかに該当するときは、JFA又は第8条に基づき認定を行ったサッカー協会は認定を取り消すことができる。

- ① 認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。
- ② 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- ③ 活動の内容の報告を正当な理由なく拒否したとき又は指示に従わなかったとき。
- ④ 本制度の運用に重要な支障を来たす行為があったとき、又は本制度の信用を失墜させる行為があったとき。
- ⑤ その他JFAが不適切だと判断したとき。

第12条. 認定期間・更新

- (1) 認定の有効期間は、認定を受けた日の翌々年度末（3月末）までとする。
- (2) 申請者は、認定の有効期間終了後も引き続き認定を受けようとするときは、別に定める手続きにより、当該期間を更新することができる。

第13条. 費用負担

認定拠点の活動において必要な経費は、第2条②に記載する当該認定拠点を管理するサッカー協会が負担するものとする。

第14条. その他

- (1) 本制度につき、本規約に定めのない事項は、JFAが合理的な裁量で決定するものとする。
- (2) 本制度に関連して、拠点、指導者、その他の第三者とJFAとの間で生じた一切の裁判については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

JFA 内での管轄

本制度のJFA内所管部署は、男子は技術部、女子は女子部とする。

住所 〒113-8311 東京都文京区サッカー通り JFAハウス

[技術部] TEL 03-3830-1810 FAX 03-3830-1814

[女子部] TEL 03-3830-1160 FAX 03-3830-1814